

5. 介護療養病床について

(1) 介護療養病床の転換期限について

介護療養病床については、平成23年度末までに老人保健施設等へ転換することとしていたが、転換が進んでいない現状を踏まえ、先の通常国会において成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、以下の措置が講じられた。

- ① これまでの政策方針を維持しつつ、現在存在する介護療養病床については、6年間転換期限を延長する。
- ② 平成24年度以降、介護療養病床の新設は認めないこととする。
- ③ 引き続き、介護療養病床から老人保健施設等への転換を円滑に進めるための必要な追加的支援策を講じる。

これに伴い、介護療養病床からの転換支援策として実施している施設基準の経過措置等の転換支援策についても、平成30年3月31日まで延長する。なお、平成24年4月1日以降、新規の指定が不可能となることから、管内の医療機関等に対し適切に周知いただきたい。

(2) 療養病床の再編成に係る情報収集等について

療養病床の再編成に当たっては、医療機関等からの相談・照会に応じる相談窓口の開設、医療機関等に対する情報提供の推進、療養病床数の推移等についての情報収集及び厚生労働省への情報提供について、必要な体制の構築や対応等をお願いしているところである。

各都道府県におかれては、引き続き、各医療機関に対する転換支援に努めていただくとともに、療養病床数の推移等についての情報収集及び厚生労働省への情報提供にご協力願いたい。